

2024年4月以降も、日本学生支援機構奨学金の継続を・・・

希望する?

希望しない?

Q & A



継続を「希望する」

継続を「希望しない」

①必要な書類を奨学金特設窓口で受け取り、準備用紙を記入する

※奨学金特設窓口前↓



準備用紙の書き方

一種・二種



給付



これを見れば簡単に記入できます!

継続を「希望する」

継続を「希望しない」

②Web上でスカラネットパーソナルにログインし、入力する

パソコンがおすすめ



記入済



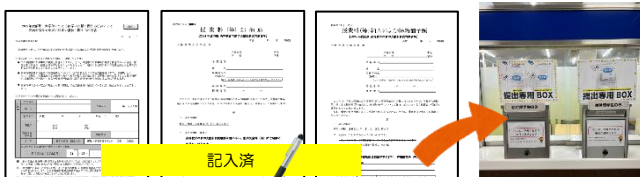
入力方法



これを見れば簡単に入力できます!

※必ず記入済の準備用紙を見ながらWeb入力してください

☆給付奨学金のみ提出物があります!



記入済

※特設窓口前のポストに投函してください

**Web入力期限↓
2023年12月27日**

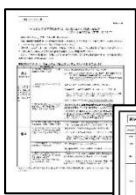
※給付の提出物は15:00まで

継続を「希望する」

継続を「希望しない」

③2024年3月末ごろに判定される適格認定(学業)の結果を必ず確認する

※ポータルシステムに届きますので見落とさないよう注意してください



↑給付



←一種・二種



③2024年5月ごろに開催される返還説明会に必ず参加する!

返還説明会



- ①返還する口座を決める
- ②卒業まで返還を猶予する手続き など

※未参加は滞納につながるので注意!

※貸与額が0円の方や退学・休学される方は別途案内します



JASSO

給付奨学金（新制度）

「給付奨学金継続願」準備用紙

はじめに

必ず学校の定めた期間内に入力してください。

- ◆ 次年度も継続して給付奨学金の支給を希望することについて、毎年1回願い出る必要があります。
- ◆ 停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円になっている場合でも入力が必要です。

⚠ 入力の確認できない場合、2024年4月から給付奨学金の振込みが止まります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

- ◆ 継続願を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき給付奨学金の継続可否等を判定し、機構はその判定結果に応じて給付奨学金の継続等に必要な措置をとります（4ページを確認してください）。

⚠ 適格認定（学業）の結果により給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）となる場合があります。

偽りその他不正の手段によって受給した給付奨学金は、返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認します。

「給付奨学金継続願」の入力もスカラPSを経由して行います。まだ登録されていない場合は、すみやかに登録をしてください。

申込時や進学届入力時のサイトとは異なります。まずは新規登録をしてください。

スカラPSの登録はJASSOホームページへ

ホーム >> 奨学金に関する情報を目的から探す >> 目的から探す
>> 各種申請・変更手続きを行いたい（スカラネット・パーソナル）



※ 登録には「奨学生番号」や「奨学金振込口座番号」等が必要です。「奨学生番号」は、採用時に交付された奨学生証等で確認してください。

(2) 「給付奨学金継続願」を入力するための準備をします。

入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり最初から入力することになります。あらかじめ2～3ページに回答内容の下書きを記入しましょう。

学校に確認してください。



(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を入力します。

入力期間	2023年12月15日～2023年12月27日 ※ 土日祝日（12月29日～1月3日を除く）も入力できます。
入力可能時間	8:00～25:00

⚠ 推奨環境（3ページ参照）やポップアップの設定も確認してから入力してください。

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。



◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下の「停止」の区分に該当するものを除く。） 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給付奨学生の資格を失います。</u> <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれません。</u>
<p>「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合）</p> <p>学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。</p> <p>※ 学修の実態が認められない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 		
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。）</p>	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給付奨学生の支給が中断されます。</u> ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれません。</u>
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。※</u>
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「停止」、「警告」以外の者 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 <p>【4月以降の振込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。※</u>

※ 「警告」や「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額が0円の場合、振込みはありません。

※ あなたの申請により現在停止中の場合、「継続を希望する」を選択しただけでは振込みが再開されません。

所定様式の提出が必要なため、振込みを再開する旨を学校へ申し出てください。

※ 2024年4月分の振込日は、4月19日(金)です。

※ 「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。

給付奨学金
手続き概要給付奨学金「継続願」および
給付奨学生の「授業料減免継続申請」に関する手続きについて

奨学金「継続願」および「2024年度前期授業料減免継続申請」についてお知らせします。

以下に従って、必ず期限内に手続きを完了させてください。**未手続の場合、奨学金の支給が止まり、授業料の減免も受けられなくなりますので注意してください。**

なお、現在、支援区分対象外になっているなど奨学金が停止中の場合も、「高等教育の修学支援新制度の対象者」としての資格は継続していますので手続きが必要です。

手続き期間 **12月15日(金)～12月27日(水) 厳守**

※次の大学 Web ページをあわせて参照し、ページ内の「継続手続き説明資料」を必ずご確認ください。

トップ → ニュース&トピックス → 【日本学生支援機構奨学金】「継続願」に関する手続きについて
(<https://www.osaka-sandai.ac.jp/news/guardian/49630/>)

1. 「給付奨学金継続願」の提出(スカラネット入力)

- ①「入力準備用紙」の記入
- ②スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) から「継続願」を提出(入力)

2. 授業料減免継続申請関連書類に記入し大学奨学金係に提出

- ①下記書類(全員提出)をそれぞれ A4 用紙に印刷、記入してください。

- ・「2024年度前期授業料減免継続申請書」
- ・「授業料(等)延納願」
- ・「授業料(等)納入および除籍猶予願」

「3点セット」で全員提出

高等教育の修学支援新制度対象者は全員提出すること
(支援区分対象外など停止中の場合も提出)

- ②提出必要書類3点を学生生活課奨学金係3番窓口前に設置の**提出専用BOX**へ投函(郵送可)。

↓郵送の場合は、下記に住所氏名等を記入し、切り取って**レターパックライト**に貼付け送付ください。(12/27 必着)

【宛先】

〒574-8530

大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学

学生生活課奨学金係 宛

【差出人】

住所

学籍番号

氏名

(提出物)送付物に✓

- 1. (全員) 2024年度前期授業料減免継続申請書
- 2. (全員) 授業料(等)延納願
- 3. (全員) 授業料(等)納入および除籍猶予願

※全員3点とも提出が必要です。

2024年度前期 大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 4月入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報			
	給付奨学金の奨学生番号	52	- 04 -	

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)

2024年度前期 授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

高等教育の修学支援新制度対象者は、毎年、年度末の学業成績により適格認定を実施し、次年度以降の支援について継続または廃止等の措置を決定します。適格認定の結果確定が授業料納付期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「前期授業料減免の継続申請」手続きと同時に、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

1. 延納手続および除籍猶予手続について

【受付期間】 2023年12月15日(金)～2023年12月27日(水) (厳守)

【提出方法】 窓口：本館1F奨学金窓口前に設置の提出専用BOXに投函。
郵送：下記宛先にレターパックライトにて送付してください。
〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

※高等教育の修学支援新制度対象者は**全員提出**してください。
(家計基準により支援対象外となっている方も含みます。)

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②2種類の書類に必要事項を記入、2枚の左上をホッチキス止めして提出してください。

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2024年6月20日(木)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2024年7月22日(月)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2024年7月22日)までに納入しなければ、除籍(2024年4月1日付)となります。
- * 除籍になると、当該学期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
(最短で2025年度の4月)

2. 延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料(等)の振込依頼書について

5月下旬～6月上旬に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。
期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2024年6月20日までに入金可能な場合



振込依頼書 A

2024年6月20日以降に入金の場合



振込依頼書 B (2,000円加算)

※ 『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。
※ 本申請による納入期日の延長の対象は、「前期授業料(等)」になります。

様式は A4 用紙に片面印刷

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

1 枚目 記入見本

授業料(等)延納願

【2024 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 12 月 20 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済 学 研究科 学 部 経済 専攻 学科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保護者氏名 (保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

電 話 番 号 072 - 999 - 9999

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

携 帯 番 号 070 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人) 連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2024 年 6 月 20 日まで

2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

様式は A4 用紙に片面印刷

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

2 枚目 記入見本

授業料(等)納入および除籍猶予願

【2024 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 12 月 20 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済 学 研究科 学 部 経済 専攻 学科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保護者氏名 (保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

電 話 番 号 072 - 999 - 9999

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

携 帯 番 号 070 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 7 条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人) 連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2024 年 7 月 22 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)~~

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

6 月 21 日～7 月 22 日までの納入には、
納入猶予手数料 (2000 円) が加わります。
※6 月 20 日までの納入については、猶予手
数料はかかりません。

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

授業料 (等) 延納願

【2024 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2024 年 6 月 20日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【2024 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2024 年 7 月 22 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金および授業料等減免) における適格認定(学業)について

標記の件について、原則、下記の通り取り扱います。

毎年、学年末の学業成績により適格認定を実施し、次年度4月以降の支援について認定します。(適格認定(家計)により10月以降1年間支援対象外となった方も適格認定(学業)の対象となります。)

「適格認定(学業)」の結果によっては、支援が廃止されることがあります。また、学業成績が著しく不良である等状況によっては、4月に遡って支援済の給付奨学金や授業料減免分について返還が必要になります。

その他、年度途中で離籍(退学・除籍)により支援を終了する場合、その時点で適格認定を実施し、学業成績が著しく不良である場合は返還が必要となります。

次の学業成績の基準のいずれにも該当しない場合は「継続」、いずれかに該当した場合は、該当区分により「廃止」、「停止」または「警告」判定となります。

区分	学業成績の基準	備考
廃止 支援の打切り ※学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める	[廃止1] 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合	事実上、修業年限で卒業できないことが確定した場合 (例)・修得単位数が少なく、履修制限単位(1年間に申請可能な単位数)から逆算して修業年限で卒業要件が満たせない場合 ・卒業に必要な科目の履修前提条件が満たせず、修業年限で卒業要件が満たせない場合 など
	[廃止2] 修得単位数が 標準単位数の5割以下 の場合	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする。 ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・ 修得単位数が標準単位数の1割以下の場合には返還を求める
	[廃止3] 履修科目の授業への 出席率が5割以下 など、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合	・学修意欲の判定は、 当該年度履修科目のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する (単位認定科目を除く) ・当該年度成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、 5割以上の場合は廃止とする ・当該年度成績の評価「*」の割合が 9割以上の場合は返還を求める
	[廃止4] 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合(連続警告)ただし、「停止」の区分に該当する場合を除く	前回の適格認定で「警告」であった者が、再度「警告」対象成績であった場合は「連続警告」により「廃止」となる。ただし、「停止」の区分に該当する場合(2回目の警告事由が、『GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合[警告2]』のみに該当する場合)を除く。
停止	[停止] 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、2回目の警告事由が、[警告2]のみに該当する場合	・連続警告[廃止4]の2回目の警告事由が、『GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合[警告2]』のみに該当する場合は「停止」となる ・「停止」措置は、次の適格認定において「継続」判定であれば、支援を再開、「継続」判定以外であれば「廃止」となる
	[警告1] 修得単位数が 標準単位数の6割以下 の場合([廃止2]に該当するものを除く)	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる
警告	[警告2] GPA等が学部等における 下位4分の1の範囲 に属する場合	・学年末成績表の当該年度GPA値で判定 ・学科回生を母数に下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内にいるかを判定
	[警告3] 履修科目の授業への 出席率が8割以下 など、学修意欲が低い状況にあると認められる場合([廃止3]に該当するものを除く)	・学修意欲の判定は、 当該年度履修科目のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する (単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、 2割以上の場合は警告対象とする

※上記の基準に該当する場合であっても、傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合は都度判断し、別途対応することがあります。

適格認定(学業)の成績表での確認ポイント(目安)

学年末の
成績で判定

- ① 修業年限で卒業可能か
- ② 修得卒業要件単位数
- ③ 学修意欲(成績表「*」の割合)
- ④ GPA順位

①~④について、裏面(資料A)の基準で警告、廃止に該当するかを判定します。

③ 【学習意欲(成績表「*」の割合)の確認】

学修意欲は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合により判定します。「*」は未受験など、「成績評価に至らない」場合の評価記号。科目ごとの適用基準はシラバスに記載されています。

(当該年度「*」の科目数) / (当該年度の履修科目数) = 「*」割合

警告: 「*」割合が2割以上5割未満

廃止: 「*」割合が5割以上9割未満

廃止(返還必要): 「*」割合が9割以上

(計算例)

「*」3科目 / 履修11科目 = 0.273 2割以上5割未満のため「警告」に該当

当該年度評価は、「評価欄」右寄りに表示されています。

科目区分	卒業要件単位数	修得卒業要件単位数	取得単位数
教養教育	—	—	12
言語文化	6以上	5	5
身体科学	—	—	1
総合教育(小計)	20以上	18	18
必修	4	2	2
選択必修	4以上	4	6
選択	76以上	40	38
(内 自由科目)	(0~12)	—	(10)
専門教育(小計)	84以上	46	46
合計	124	64	64

② 【修得卒業要件単位数の確認】

「修得卒業要件単位数」の合計が基準単位数に達しているか
例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合

年度末の標準単位は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位

警告: 標準単位の6割以下(1年18以下、2年:37以下、3年:55以下)

廃止: 標準単位の5割以下(1年15以下、2年:31以下、3年:46以下)

廃止(返還必要): 標準単位の1割以下(1年3以下、2年:6以下、3年:9以下)

成績表

学籍番号 00A000
氏名 ○○○○
0000年0月00日生

2019年4月1日入学

科目区分	科目名	単位	評価	科目区分	科目名	単位	評価
総合教育科目	【教養教育科目】			教養教育			
	人文科学	2	C	言語文化	6以上	5	5
	哲学	2	C	身体科学	—	—	1
	表現力基礎演習	2	C	総合教育(小計)	20以上	18	18
	社会科学	2	C	必修	4	2	2
	日本経済史	2	C	選択必修	4以上	4	6
	心理学	2	C	選択	76以上	40	38
	(学際領域)			(内 自由科目)	(0~12)	—	(10)
	平和学	2	A	専門教育(小計)	84以上	46	46
	道徳と現代倫理	2	C	合計	124	64	64
	(英語)						
	英語(Listening&Speaking)1	1	C*				
	英語(Listening&Speaking)2	1	C*				
	英語(Reading&Writing)2	1	C*				
	英語(Reading&Writing)1	1	B				
	(初級外国語)						
	初級外国語入門1(中国語)	1	C				
	初級外国語入門2(中国語)	1	B				
	初級外国語入門1(韓国・朝鮮語)	1	D				
	初級外国語入門2(韓国・朝鮮語)	1	D				
	【身体科学科目】						
	スポーツ実習	1	B				
	【専門教育科目】						
	経営学基礎	2	B				
	経営学基礎	2	B				
	コンピュータリテラシー	2	C				
	経営基礎	2	C				
	(デジタル科目)						
	入門ゼミナールA	2	B				
	入門ゼミナールB	2	B				
	研究ゼミナール1	4	D				
	ビジネススキル科目						
	初級簿記A	2	D				
	(キャリアスキル科目)						
	キャリア実践A	2	A				
	(経営関連科目)						
	経営管理論A	2	C				
	経営戦略論A	2	B				
	経営組織論A	2	A				
	消費者行動論	2	C				
	国際経営論	2	D				
	情報処理概論	2	B				
	アプリケーション演習	2	C				
	(フューチャ教育科目)						
	ビジネス論	2	C				
	経営学特殊講義A	2	A				
	経営学特殊講義B	2	D				
	銀行実務A	2	A				
	銀行実務B	2	D				
	【自由科目】						
	ヨーロッパ文化論	2	C				
	デザイン論	2	C				
	スポーツ心理学	2	D				
	スポーツ社会学	2	D				
	運動指導の心理学	2	D				
	健康と運動の生理学	2	C				
	以下余白	—	—				

2021年度GPA 1.489 累積GPA 1.206
2021年度GPA順位 181 / 264 累積GPA順位 203 / 264

【注】
1. 連続判定時の順位を表示
2. 休学履修がある場合は修業年限を超える場合は順位を表示

<成績評価>
S(特): 100~90点 T(特): 認定
A(優): 89~80点 D(不): 59点以下
B(良): 79~70点 * : 成績評価に至らない
C(可): 69~60点

履修年次 2年次 3年次
履修科目数(指定科目) 48
申請前履修単位数 48
2021年 0月 00日
大阪産業大学 教務課

202年度GPA	累積GPA
1.489	1.206
202年度GPA順位	累積GPA順位
181 / 264	203 / 264

④ 【GPA順位が下位1/4の範囲外であることの確認】(目安)

当該年度GPAの値が学科回生で下位1/4(25%)の範囲に属すると「警告」に該当

「下位1/4(25%)の範囲外」の目安の計算
「下位1/4(25%)の範囲外」

順位 / 母数 ≤ 0.75 であればOK
順位 / 母数 > 0.75 であれば「警告」

この例では順位181 / 母数264 = 68.56
68.56 ≤ 0.75 上位75%以内なので、「警告」に該当しない(あくまでも目安です。下位1/4順位が複数名いる場合など異なる結果になる場合があります。)

実際の判定は、年度末成績にて学科回生ごとに下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内にいるか判定します。

GPA情報はポータルシステムから出力した成績表に記載されています。
Portal-OSUにログイン→左メニュー→「教務システム(履修・シラバス)」→「成績表ダウンロード」

① 【修業年限で卒業可能であることの確認】

事実上 修業年限4年(編入生は2年)で卒業できないことが確定した場合は「廃止」
例)

- ・4年次で卒見証発行なし
- ・4年次に、4年次配当の必修科目が履修できないことが確定(卒研資格なし等)
- ・今後、年間履修上限単位数を申請しても修業年限内に卒業要件単位を満たせないなど

※判定欄、修得卒業要件単位数、修得科目等より、修業年限で卒業可能であるか確認する。(卒業の要件はカリキュラムごとに異なるのでハンドブック等を各自参照してください)

今年度評価は、右寄りに記載
(左寄り記号は、前年度までに修得済み科目の評価)